（コンクリート塊の利用）

第五条　（略）

２　建設工事事業者は、建設工事の施工又は完成後の工作物の安全及び機能に支障が生じないときは、前項の規定にかかわらず、コンクリート塊を再生骨材等以外の建設資材として利用することができる。

３　（略）

（アスファルト・コンクリート塊の利用）

第六条　（略）

２　建設工事事業者は、建設工事の施工又は完成後の工作物の安全及び機能に支障が生じないときは、前項の規定にかかわらず、アスファルト・コンクリート塊を再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物以外の建設資材として利用することができる。

３　（略）

（再生資源利用計画の作成等）

第八条　元請建設工事事業者等は、次の各号のいずれかに該当する建設資材を搬入する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用計画を作成するものとし、発注者から直接建設工事を請け負った建設工事事業者は、当該再生資源利用計画の作成後速やかに、発注者に当該再生資源利用計画を提出するとともにその内容を説明するものとする。

一　体積が五百立方メートル以上である土砂

二・三　（略）

２　再生資源利用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　元請建設工事事業者等（発注者から直接請け負った建設工事にあっては、発注者及び元請建設工事事業者等）の商号、名称又は氏名

二　第九条の規定により工事現場に置く責任者の氏名

三　（略）

四　（略）

（コンクリート塊の利用）

第五条　（略）

２　建設工事事業者は、建設工事の施工又は完成後の工作物の機能に支障が生じないときは、前項の規定にかかわらず、コンクリート塊を再生骨材等以外の建設資材として利用することができる。

３　（略）

（アスファルト・コンクリート塊の利用）

第六条　（略）

２　建設工事事業者は、建設工事の施工又は完成後の工作物の機能に支障が生じないときは、前項の規定にかかわらず、アスファルト・コンクリート塊を再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物以外の建設資材として利用することができる。

３　（略）

（再生資源利用計画の作成等）

第八条　発注者から直接建設工事を請負った建設工事事業者は、次の各号の一に該当する建設資材を搬入する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用計画を作成するものとする。

一　体積が千立方メートル以上である土砂

二・三　（略）

２　再生資源利用計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（新設）

一　（略）

二　（略）

五　再生資源の種類ごとの搬入元の名称（搬入元が他の工事現場である場合にあっては、建設工事の名称）及び所在地

六　前項各号に掲げる建設資材ごとの再生資源利用率（工事現場における建設資材の利用量に対する再生資源の利用量の割合をいう。）

七　再生資源利用計画の作成日又は変更日

八　前各号に掲げるもののほか再生資源の利用に関する事項

３　元請建設工事事業者等は、前項各号に掲げる事項について変更が生じたときは、速やかに再生資源利用計画を変更するものとし、発注者から直接建設工事を請け負った建設工事事業者は、その変更の内容を発注者に速やかに報告するものとする。

４　元請建設工事事業者等は、再生資源利用計画を工事現場の見やすい場所に掲げ、又は再生資源利用計画の内容を記録した電磁的記録を当該工事現場の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法により公衆の閲覧に供するものとするとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

５　元請建設工事事業者等は、建設工事の完成後速やかに、再生資源利用計画の実施状況を記録するものとし、発注者から請求があったときは、当該実施状況をその発注者に報告するものとする。

６　再生資源利用計画及びその実施状況の記録には、虚偽の記載をしてはならないものとする。

７　元請建設工事事業者等は、再生資源利用計画及びその実施状況の記録について、当該建設工事の完成後五年間保存するものとする。

（管理体制の整備）

第九条　元請建設工事事業者等は、再生資源利用計画の作成等再生資源の利用に関する事務を適切に行うため、工事現場に責任者を置くことにより、管理体制を整備するものとする。

（新設）

三　前二号に掲げるもののほか再生資源の利用に関する事項

（新設）

３　建設工事事業者は、建設工事の完成後速やかに、再生資源利用計画の実施状況を記録するものとする。

（新設）

４　建設工事事業者は、再生資源利用計画及びその実施状況の記録について、当該建設工事の完成後一年間保存するものとする。

（管理体制の整備）

第九条　建設工事事業者は、再生資源利用計画の作成等再生資源の利用に関する事務を適切に行うため、工事現場において責任者を置く等管理体制の整備を行うものとする。